民法展開演習最終回到達度検証問題

2018/01/18

次の問題を読んで下記の問いに答えなさい。

- 1 2010年7月4日、A株式会社は、取引先のB株式会社から頼まれて、Bに年利20%、遅延損害金40%、期間1年の約定で6000万円を貸し付けた。
- 2 同日、Bの債務について、当時Bの代表取締役であったCは、自己の所有する甲土地 (時価1億円相当)に抵当権を設定し、専務取締役であったDは、連帯保証人となった。 同月6日に抵当権設定登記が行われた。この貸付けや担保設定等の実務的処理は、当 時Bの経理部長であったEが、CとDの依頼を受けて、書面に記名・捺印を行なった ものである。
- 3 2011年5月頃、B社の経理全般について、Cに公私混同・資金流用の疑いなど不明朗な点が問題となり、Dが、刑事訴追の可能性をほのめかしながら、Cの責任を追及し始めた。そこでCは、同年5月31日、本件貸付けについて、BやDに迷惑をかけないように処理するとの覚書きを書いてDに手渡した。
- 4 しかし、その後もCとDの確執は続き、同年6月28日開催のBの株主総会において、 Cが解任され、Dが新たにBの代表取締役に選任された。翌29日、DはEを解雇した。
- 5 同年7月1日、CはFに対して負担するすべての債務の担保のために甲を譲渡し、同月3日にFへの移転登記をすませて、まず5000万円を借り受けた(利息・損害金等は省略する)。Cはこのうちから1200万円をEに渡してBのAへの利息の弁済として支払わせた。その際、Eは依然としてBの経理部長であるかように装って弁済をし、借入期間を1年間延長するように申込んだところ、Aはこれを承諾した。
- 6 2012年から2015年までの間の各年の7月初旬に、同様にCはEを介してAのBに対する本件貸付金債権の利息分1200万円を弁済し、1年間の借入期間の延長を得た。2016年7月、Cが経済的に破綻し、Fからの追加の借り入れもできなくなったため、本件貸付金債権への弁済はされなかった。また、Bの経営も不振で従業員の給与も遅配となっていた。Aが、Bの代表取締役社長であるDに連帯保証債務の履行を請求したところ、Dは支払を拒絶した。
- 7 同年12月1日、Aは、Bに対して本件貸付の元利金7200万円と遅延損害金の支払を請求するとともに、Bからの債権回収が望めないと判断して、Dのみを相手に同額の連帯保証債務の履行を求める訴えを提起した。
- 8 2017年4月2日、7の訴訟でCの行為を知ったBは、本件貸付金債権について5年以上 にわたりBに対する請求もBの承認もないとして、消滅時効を援用する旨をAに通知 した。
- 9 同年7月3日、この訴訟の係属中に、Aは甲について抵当権の実行としての競売を申し立てた。
- 10 これに対して、8月2日、F が A を相手に異議の訴えを提起した。現在は、2018年1月18日である。

なお、Cの刑事責任の成否、取締役解任等の会社法上の問題および具体的な遅延損害金の額については考慮する必要がないものとする。

AとD・Fの法律関係を論じなさい。